

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 駐車場の敷地に植えた樹木

Q : 当社では、工場の敷地内に従業員のための駐車場を有しています。

先月、その駐車場の周囲に苗木を植えました。この場合、植えた樹木は未成木ですが、減価償却できるのでしょうか。

A : 未成木であっても減価償却できます。

【解説】

植栽された樹木、芝生等が一体となって緑化の用に供されている場合のその植栽された樹木、芝生等を「緑化施設」といいます。並木、生垣等のもとより、緑化の用に供する散水用配管、排水溝等の土工施設も含まれます。また、いわゆる庭園と称されるもののうち、花壇、植樹等植物を主体として構成されているものも含まれますが、ゴルフ場や運動競技場の芝生等のように緑化施設以外の本来の機能を果たすために植栽されたものや、たとえ緑化のための土堤等であっても、その規模、構造等からみて緑化施設以外の独立した構築物と認められるものはこれに含まれません。

ところで、植栽された樹木が未成木の場合、成木になるまでは償却できないのではないかとのことですが、緑化施設を事業の用に供した日の判定は、一の構内と認められる区域に施設される緑化施設の全体の工事が完了した日によるものとされていますので、工事完了の日によることで割り切って取り扱われています。

ご質問の場合、工場緑化施設として耐用年数7年で償却することになります。

